

「地域図書館をすべて指定管理者による運営とする」方針の 再検討に関する陳情書

【 陳情項目 】

一、「地域図書館をすべて指定管理者による運営とする」方針を凍結し、再検討して下さい。

【 陳情の趣旨 】

図書館はすべての住民がいつでも、どこでも、無料で学べる生涯学習の拠点です。杉並では、戦後間もない1950年から区立図書館の建設が始まり、「図書館の街・杉並」として発展してきました。特に1982年に中央図書館が開館されてからは、中央館と地域館12館が連携し、住民の知る自由・学ぶ権利を保障する大切な役割を担ってきました。

その図書館を「すべて指定管理者による運営とする」という方針が、先般6月10日の教育委員会で突然報告されたことに、私たちは驚きと共に大きな不安を感じています。杉並では2007年から、2館に指定管理の手法が導入されましたが、その結果についての十分な検証も行われないうまま、いきなり「来年から地域館全館を指定管理で」と決めてしまうのは、あまりに拙速ではないでしょうか？しかもこの間、区民には一切説明がなく、区民が知らないところで一方的に決定されたことも、私たちにはとても納得がいきません。

2003年9月に地方自治法が改正され、「公の施設」への指定管理者制度導入が可能になりました。しかし図書館についてはその公共性の高さ及び専門性、継続性の必要から、多くの自治体が直営を維持すると表明しています。2008年までに全国の市町村立図書館約3000館の内、指定管理者を導入したのは169館、5.6%に止まっています（日本図書館協会調査）。国レベルでも、2008年の通常国会で文科省大臣が「公立図書館への指定管理者制度導入は『長期的視野に立った運営』『後継者の育成』などの点でなじまない」と答弁し、衆参両院では指定管理者制度の弊害を認める付帯決議も出されています。

何卒、今回の方針を一旦凍結の上、区民の意見にもしっかりと耳を傾けて再検討を行って下さいますよう、お願い申し上げます。

署 名 欄

氏 名	住 所

(★取扱団体：)

連絡先：鳥生 5932-6612